

## 中山間地域等直接支払交付金 実施状況

北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の2の規定により、令和3年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況を公表します。

### ※中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農業生産活動等の維持を図りながら、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能（洪水発生、水源涵養、環境保全）を確保する観点から、農業生産活動等を5年以上継続して行う農業者に対して支援を行う制度です。

### ○集落協定の概要

令和3年度協定締結数は令和2年度と同じ10集落協定となっています。

第1区集落、第2区集落、第4区集落、第5区集落、  
第6区集落、第11区集落、第12区集落、第16区集落、  
第17区集落、第18区集落

### ○協定農用地の基準別面積及び交付額

田（急傾斜 1/20 以上）	767,322 m <sup>2</sup>	17,337,758 円
田（緩傾斜 1/100 以上 1/20 未満）	9,797,761 m <sup>2</sup>	82,982,770 円
草地（緩傾斜 8 度以上 15 度未満）	72,242 m <sup>2</sup>	392,048 円
合計	10,637,325 m <sup>2</sup>	100,712,576 円

### ○集落協定締結数及び各集落への交付額

別表のとおり

### ○農業生産活動等の実施状況

別表のとおり

### ○農業生産活動等の体制整備の実施状況

別表のとおり

